

## 鹿屋体育大学名誉教授称号授与規則

	昭和61年6月25日
	規則第15号
改正	平成元年7月19日
	規則第2号
	平成4年11月19日
	規則第11号
	平成16年4月1日
	規則第36号
	平成19年3月22日
	規則第15号
	平成25年2月7日
	規則第4号
	平成30年3月29日
	規則第19号

### (趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条の規定に基づき、鹿屋体育大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与について、必要な事項を定める。

### (資格)

第2条 名誉教授の称号は、鹿屋体育大学（以下「本学」という。）の教授（学長及び副学長を含む。以下同じ。）を退職した者で、かつ、次の各号の一に該当する者に授与する。

- (1) 本学の教授として15年以上勤務し、教育上又は学術上特に功績があった者
- (2) 前号の年数に達しないが、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者
- (3) 本学の学長又は副学長（副学長にあっては本学の教授経験者に限る。）として、本学の運営に関し功績が特に顕著であった者

2 前項第2号の「学術上の功績が特に顕著であった者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- (1) ノーベル賞受賞者
- (2) 文化勲章受章者
- (3) 文化功労者
- (4) 紫綬褒章受章者
- (5) 日本学士院賞受賞者
- (6) その他前各号に準ずると認められる者

### (勤務年数の通算)

第3条 次の各号に掲げる年数は、前条第1項第1号に定める勤務年数に通算することができる。ただし、本学の教授として10年以上勤務した者に限る。

- (1) 本学の准教授としての勤務年数の2分の1の年数
- (2) 本学の講師としての勤務年数の3分の1の年数
- (3) 本学以外の大学（大学共同利用機関法人、独立行政法人大学入試センター及び外国の大学を含む。）の教授としての年数及び准教授としての勤務年数の2分の1の年数
- (4) 短期大学又は高等専門学校教授（学長及び校長を含む。）としての勤務年数の2分の1の年数及び准教授としての勤務年数の3分の1の年数

### (選考手続)

第4条 学長は、第2条に該当する者を名誉教授候補者として教育研究評議会に付議するものとする。

2 前項の名誉教授候補者については、「名誉教授候補者調書」（別紙様式1）及び「功績調書」（別紙様式2）を作成するものとする。

(称号の授与)

第5条 名誉教授の称号の授与は、前条の教育研究評議会の議を経て、学長が辞令書を交付して行う。

2 前項の辞令書は、別紙様式3によるものとする。

(授与の取消し)

第6条 名誉教授の称号を授与された者が、その榮譽を汚すと認められる行為をなしたときは、学長は教育研究評議会の議を経て、称号の授与を取消し、辞令書を返付させる。

(規則の解釈)

第7条 この規則の解釈について疑義があるときは、教育研究評議会が決定する。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和61年6月25日から施行する。

2 昭和56年10月1日から平成元年3月31日までの間に本学教授として任用された者が退職及び他大学等に転任した場合における第3条の適用については、同条ただし書中「10年以上」とあるのは、「5年以上」と読み替えるものとする。

附 則 (平元. 7. 19規則第2号)

この規則は、平成元年7月19日から施行する。

附 則 (平4. 11. 19規則第11号)

この規則は、平成4年11月19日から施行する。

附 則 (平16. 4. 1規則第36号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平19. 3. 22規則第15号)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 第3条第1号、同条第2号及び同条第3号の規定の適用については、この規則の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則 (平25. 2. 7規則第4号)

この規則は、平成25年2月7日から施行し、平成24年10月1日以降に授与の対象となる者から適用する。

附 則 (平30. 3. 29規則第19号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 別紙様式1 (第4条関係)

## 名誉教授候補者調書

氏名		生年月日	年 月 日	本籍			
退職前の職名		退職年月日	年 月 日	推薦の根拠規定			
最終学歴	大学 年 月 日 卒業(修了)						
学位	博士(修士) 年 月 大学						
略 歴							
年 月 日	事 項						
教育研究歴	本学教授(学長・副学長を含む。)としての勤務年数				年 月		
	本学准教授としての勤務年数			年 月	左の年数×1/2	年 月	
	本学講師としての勤務年数			年 月	左の年数×1/3	年 月	
	本学以外	大学(規則第3条第3号の大学)の教授としての勤務年数				年 月	
		大学(規則第3条第3号の大学)の准教授としての勤務年数			年 月	左の年数×1/2	年 月
		短期大学及び高等専門学校の教授としての勤務年数			年 月	左の年数×1/2	年 月
		短期大学及び高等専門学校の准教授としての勤務年数			年 月	左の年数×1/3	年 月
計				年 月	年 月		
学術上の功績により受けた賞				受賞年月日	年 月 日		
業 績							
主な著書・学術論文等の名称	発行又は発表年月日	概 要					

別紙様式 2 (第 4 条関係)

<p>功 績 調 書</p> <p>元 国立大学法人鹿屋体育大学 教授 ○ ○ ○ ○</p> <p>(功績調書には、同人の職略歴、本学での役職歴、学会等の役職歴、研究面における功績、教育上の功績、学会での功績等について簡潔な文章で記入する。)</p> <p>※ 用紙は、A 4 版とする。</p>
---

別紙様式 3 (第 5 条関係)

<p>鹿屋体育大学 印</p>	<p>年 月 日</p>	<p>与する 学名誉教授の称号を授 与する</p>	<p>学 校 教 育 法 の 定 め る と こ ろ に よ り 鹿 屋 体 育 大 学 名 誉 教 授 の 称 号 を 授 与 す る</p>	<p>第 号 氏 名 年 月 日生</p>
---------------------	--------------	-----------------------------------	--	-------------------------------